



株式会社フォロアス

有料職業紹介事業許可番号 / 13-ユ-309360

返戻金制度 について

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1ヶ月未満で退職した場合・・・・・・・・・・50%

(2) 入社後1ヶ月超3ヶ月未満で退職した場合・・・・・・30%

ただし、求人者の責めに帰すべき事由または不可抗力の場合には、この限りではないものとする。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。